

研究会報告書案(後半)について特に議論が必要と思われる意見(要旨)

- 1頁11行目及び7頁下から8行目「我が国と同じくいわゆるキャリア・システムが採られている」の取扱い
 - 削除してはどうか。
- 1頁注記「『評価者』という用語について」の取扱い
 - 用語だけの問題に限らず、審議会意見では、「最終的な評価は最高裁判所の裁判官会議によりなされることを前提として、第一次的な評価権者を明確化すべき」としていることとの関係についても、意識的に触れておいた方がよいのではないか。
- 4頁注記「現在の我が国の裁判官の評価者」の取扱い
 - 「評価者」を「評価」とすべきではないか。
- 4頁下から7行目及び5頁最終行の「特大規模庁」、15頁上から11行目の「特に大規模庁」の取扱い
 - いずれも東京地裁及び大阪地裁を念頭においているものと思われるが、具体的にどの程度の規模であるかが明確になっていないので、数字を挙げて、どの程度の規模であるかを明らかにしてはどうか。
- 5頁～6頁「(第一次)評価者」の記載の取扱い
 - 5頁1行目以下を「下級裁判所の裁判官人事は、最高裁判所の行う司法行政事務の一環として、最高裁判所の裁判官会議により決定することとされている(裁判所法12条)。」と、文末に括弧付きで根拠条文を挿入してはどうか。
 - 5頁4行目以下の「人事決定のための資料として人事評価が必要となるが、最高裁判所の裁判官会議が直接それを収集することは実際上できないため、人事評価制度が必要となる。」の下線部分を、「第一次評価者」としてはどうか。
 - 5頁～6頁にかけての第一次評価者に関する記述の理由部分の記載をわかりやすくし、研究会での議論(第11回、第16回協議内容参照)に沿った形にするために、6頁4行目以下の「裁判官により構成される委員会又は裁判官

会議による評価の方式」についての部分を先に検討し、次に5頁下から10行目以下の「地方裁判所長等と部総括裁判官のいずれが適当か」についての部分を後に検討することにしてはどうか。

- 6頁4行目以下の「裁判官により構成される委員会又は裁判官会議による評価の方式」の考え方を採らない理由については、具体的に、人事評価を合議体ですることには無理があり、実施している例もないこと、この方式の利点（情報収集の偏りを防止し、情報収集のプロセスを明確化できること）は、評価者が複数の者から情報を収集し、本人開示を行うことによっても達成できることを指摘すべきではないか。
- 6頁6行目以下を「当研究会では、**単独で情報収集をすることは不可能であるから、情報源になる裁判官が合議体で行う方が透明性があるとして、裁判官により構成される委員会による方式とすべきである**という意見もあったが、その採用は困難であるという意見が大勢を占めた。」としてどうか。
- 6頁「第二次評価者」の記載の取扱い
 - 6頁最終行の次行に「この場合においても、評価項目に基づくものであることは第一次評価と同様である。」と挿入してはどうか。
- 8頁～9頁「部総括裁判官、同僚裁判官、裁判官職員等からの情報収集」の記載の取扱い
 - 8頁下から7行目以下の「陪席裁判官については、日頃その身近で執務を共にしている部総括裁判官から情報を得ることが**中核になるもの**と考えられる。」を、「**先ず**日頃その身近で執務を共にしている部総括裁判官から」とし、「中核になるもの」の部分を削除してはどうか。
 - 9頁下から10行目以下の「ただし、それ以上に、**システムの的に**そうした情報を収集することについては、裁判官の相互評価と同様の問題があり、弊害が予想されるので、**適当ではない。**」の部分を削除してはどうか。
- 9頁～11頁「**上級審裁判官からの情報を取り入れることの当否**」の記載の取扱い
 - 10頁下から10行目及び6行目に「**システムの**」とあるのは、「**制度的**」という趣旨か。

- 11頁～15頁「本人の意向を汲み取る方法」の記載の取扱い
 - 12頁以下に「自己申告(書面)」とあるのを、「自己評価(書面)」としてはどうか。自己申告書面とするのであれば、審議会の表現を変えた理由を付言した方がよいのではないか。
 - 14頁5行目以下の「このような自己評価は、民間部門において、目標管理の手法による業績評価の一環として採用されている例が見られるが、」を削除してはどうか。民間で行っている自己評価は、業績評価のためのみに行われているのではないと思う。
 - 15頁8行目以下の「このほか、評価と関連する事項として、次期異動における任地の希望、担当事務についての希望等についても、面談事項に加えることが考えられる。」を削除してはどうか。
 - 15頁14行目以下に「面談対象者が多数に及ぶ庁においては、第一次評価者のほか、その代行者も担当することができるものとするにより、面談が円滑に実施されることを期すことが相当である。」とあるが、「代行者」という表現で、その範囲が特定し得るか。
- 15頁～19頁「裁判所外部の見方に配慮する方法」の記載の取扱い
 - 17頁下から9行目の「審議会の審議においても指摘されているとおり、」を削除してはどうか。
 - 18頁5行目以下の「そこで、評価情報の信頼度を判定するために広範囲な事件内容の調査を行うことになれば、そのこと自体個々の裁判官に対する心理的影響、事件の審理に及ぼす影響等からして適当ではないし、実行も困難であろう。」については、外部評価を取り入れるという見解は、評価そのものを取り入れるべきということで、このようなことを想定していないものであり、削除してはどうか。
 - 18頁8行目以下の「それでは、事件関係者に限らず、一般的に部外者から裁判官の評価について意見を聴くことにするのはどうかということになるが、そうした方法では、果たして客観的な事実に基づく責任をもった意見を述べるのが可能なのか、単なる人気投票と化すおそれがあるのではないかという

疑問が生じる。」については、このような方法は提案されていないのではないかとと思われることから、削除してはどうか。

- 18頁12行目以下の「さらに、当事者そのものではなく、当事者サイドの情報を広く集めることが可能な団体として、例えば、弁護士会に評価情報の提供を求めることとした場合、権衡上検察庁にも同様に評価情報の提供を求めることになるが、このように組織に対して個々の裁判官に関する評価情報を求めることは、裁判官の職権行使の独立性確保の上で問題が出てこよう。」については、弁護士会等の意見としても会全体に意見を求めよという考え方ではないことから、削除してはどうか。
- 18頁下から8行目以下の「ので、すべての裁判官について同様の方式を採用できないという問題もある」を削除してはどうか。
- 18頁下から5行目以下を「評価の目的が昇給や転勤のためではなく、主として裁判官の教育、能力向上等に置かれている。」と、下線部分を加入し、「点において我が国と異なっているし、」の部分を削除してはどうか。
- 19頁3行目末尾に「が、裁判官にとって利用者からどのように評価されているかは極めて重要であり、また法廷における対応等は利用者からしか評価できない。したがって、裁判所を利用する弁護士や当事者にアンケートを行い、その結果を評価する際の要素に入れるべきであるとの意見もあった」を挿入してはどうか。
- 19頁4行目以下の「もっとも、裁判官の執務状況に関する弁護士等の事件関係者の見方については、現在でも、直接又は書記官室等を通じて間接的に評価者(地方裁判所長・家庭裁判所長等)にもたらされることがあり、それが事務の取扱いに関する不服である場合には、司法行政上の監督権の発動を求める申立ての形で、所長等に提出されることもないではない。こうした裁判所外部からもたらされる様々な情報にも、前述の利害関係に基づくバイアスの問題や裁判官の職権行使の独立に対する影響の問題はあるが、組織的に広範囲のアンケート調査をする場合のような弊害はない。こうした形でもたらされる情報をすべて排斥することは、裁判所外の声に敢えて耳をふさぐ

ものであって相当ではなく、評価者において適切に取捨選択の上、評価に活用することが求められる。そして、評価者がそうした情報を評価に取り入れるについては、バイアスのかかった不適切な情報等を排除するため、被評価者本人に事実関係を確認することが必要である。」については、このような事実があることは理解しているが、外部評価を求める見解はこうした方法を提案しているものではないので、割愛してはどうか。

- 19頁下から10行目「当事者、代理人等裁判所外部の者からもたらされる情報の中には、裁判官の執務や裁判所の運営の改善に対して参考となる意見が含まれている」の冒頭部分に、「一般的に」を入れてはどうか。
- 22頁～23頁「開示の手続」の記載の取扱い
 - 22頁下から9行目の「希望の有無にかかわらず開示することも考えられるが、」とあるのを、「希望の有無にかかわらず開示すべきであるとの意見もあったが、」としてはどうか。
 - 22頁下から5行目末尾に「が、開示請求にあたって心理的負担を与えないよう開示方法を工夫すべきである」と挿入してはどうか。
 - 23頁3行目以下に「人事評価に当たって検討した情報」とあるが、下線部分が「採用した」という趣旨であれば、開示すべきということになるのではないか。
- 23頁「人事院の研究会報告」の記載の取扱い
 - 24頁下から5行目以下の「このように、人事院の研究会報告においては、評価に対する不服に関しては苦情相談の仕組みの中で対応することが考えられている。」は削除すべきではないか。
- 23頁～29頁「不服がある場合の手続」の記載の取扱い
 - 26頁下から2行目の「考え方もあり得るところである」の部分を、「意見もあった」とすべきではないか。
 - 27頁2行目以下の「また、評価形式として基本的に文章式評価を採用するという当研究会の立場からは、評価を争うために特別の機関を設けるといった

必要性は乏しい。」については、評価形式と第三者機関との関連性が乏しいことから削除すべきではないか。

- 27頁6行目以下の「ちなみに、前記のとおり、ドイツ(ノルトライン・ヴェストファーレン州)及びフランスにおいても、評価に不服がある場合の手段としては、評価者による評価、それに対する被評価者の意見の提出、評価者による再考、被評価者による異議申立てという組織内におけるプロセスが基本となっている(フランスの場合には昇進委員会に対して異議申立てを行うことになっているが、同昇進委員会が被評価者の異議申立てについて表明する意見は、評価者による評価に代わるものではないこととされている。)」については、第三者機関を設ける必要性についての検討であることから削除すべきではないか。
- 27頁6行目以下の上記部分について、ドイツ及びフランスの制度との違いがわかるような表現にしておくべきではないか。また、当研究会の検討課題は、人事の前提となる人事評価の在り方であり、人事評価に基づく人事権の行使の問題を含んでいないこともどこかで明確にしておく必要があるのではないか。
- 29頁「制度化の方法」の記載の取扱い
 - 29頁8行目の「人事評価制度についても、少なくとも基本的な規定については裁判所法に定められるべき」とする意見の根拠として、「最高裁の規則において裁判官の独立に配慮する規定を設けるのもいかなものか」という記載を入れてはどうか。
- 29頁～30頁「終わりに」の記載の取扱い
 - 30頁下から3行目以下を、「裁判所においては、当研究会が本報告書で示した考え方を踏まえ、新たな裁判官の人事評価制度を構築するとともに、**適正な人事評価のもとに適切な人事が図られる**ことによって、裁判官の資質と国民の裁判官に対する信頼とを一層高めていくことに努めるよう期待したい。」と、下線部分を加入してはどうか。